

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本教第412号
平成29年4月11日
宮城県警察本部長

宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令の実施要綱の改正について（通達）

技能指導官を活用した伝承教養については、「宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令の実施要綱の改正について（通達）」（平成28年11月16日付け宮本教第1316号）により実施してきたところであるが、この度、宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令の実施要綱を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 技能指導官審査委員会の委員にサイバーセキュリティ統括官を加えた。
- (2) 技能指導官候補者の推薦に係る文言を見直し、推薦枠の拡充を図った。
- (3) 技能指導官候補者推薦書（別記様式第1号）又は技能指導官指定・解除・再指定申請書（別記様式第2号）を受理した場合は、技能指導官審査委員会の開催に代え、委員（各部局長等）の合議に基づき、委員長（警務部長）が指定、解除又は再指定の判断をすることとした。
- (4) 技能指導官候補者推薦書及び技能指導官指定・解除・再指定申請書の一部を改めた。

2 施行期日

平成29年4月11日

宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令の実施要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令（平成7年宮城県警察本部訓令第13号。以下「訓令」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 技能指導官の主管部門等

技能指導官の主管部門及び専門的技能等の種別は、別表のとおりとする。

3 技能指導官の運用

(1) 庶務担当課長は、部局長等の命を受け、技能指導官の運用を総括するものとする。

(2) 専門的技能等の種別に係る業務を主管する課等（以下「主管課」という。）の長（以下「主管課長」という。）は、当該専門的技能等を伝承するため、技能指導官の効果的な運用に努めるものとする。

4 技能指導官の職務

技能指導官の職務は、次のとおりとする。

(1) 個別技能指導

技能指導官が業務を遂行しながら個別に行う教養

(2) 集団技能指導

技能指導官が専門的技能等に関する講義、研修、実習等により行う教養

(3) その他の指導

専門的技能等の種別その他の事情に応じ相当と認められる教養

5 技能指導官審査委員会の構成

訓令第7条の技能指導官審査委員会（以下「審査委員会」という。）の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長

警務部長

(2) 委員

総務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、仙台市警察部長、刑事部組織犯罪対策局長、警務部参事官兼首席監察官及びサイバーセキュリティ統括官

6 候補者の推薦等

(1) 候補者の推薦

ア 主管課長は、訓令第5条に規定する年齢等にかかわらず、卓越した知識及び技能を有する適任者を技能指導官として選定し、当該主管課長の属する部局の部局長等（以下「主管部局長等」という。）に報告するものとする。

イ 主管部局長等は、前記アの報告に係る者の中から技能指導官にふさわしい者を候補者として選考し、審査委員会に技能指導官候補者推薦書（別記様式第1号。以下「推薦書」という。）を提出するものとする。

(2) 技能指導官の解除及び再指定

主管部局長等は、人事異動、病気その他の理由により技能指導官の指定の解除が必要と認められるとき、又は解除した者の再指定が必要と認められるときは、審査委員会に技能指導官指定・解除・再指定申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

(3) 委員の合議

推薦書又は申請書を受理したときは、委員の合議を得て、その後、委員長が指定、解除又は再指定の判断をするものとする。

(4) 警察本部長に対する報告

委員長は、前記(3)の判断結果を警察本部長に報告するものとする。

7 技能指導官の指定

警察本部長は、前記6-(4)の報告を受けたときは、技能指導官の指定、解除又は再指定をするものとする。

8 技能指導官の派遣要請

(1) 技能指導官の派遣を受けようとする所属長は、主管課長に要請するものとする。

(2) 前記(1)の要請を受けた主管課長は、主管部局長等に報告の上、当該技能指導官を派遣するものとする。この場合において、当該要請に係る技能指導官が当該主管課以外の所属に配置されているときは、当該所属長と協議の上、派遣するものとする。

9 活用結果の報告

(1) 技能指導官の派遣を受けた所属長は、その結果を技能指導官活用報告書（別記様式第3号）により、主管部局長等に報告するものとする。この場合において、当該主管課以外の所属に配置されている技能指導官の派遣を受けたときは、当該所属長に対してもその結果を報告するものとする。

(2) 庶務担当課長は、当該庶務担当課長の属する部局の主管課が運用する技能指導官の活動状況を集約の上、技能指導官活動状況報告書（別記様式第4号）により四半期ごとに警察本部長に報告するものとする。

10 表彰

技能指導官として功労があった者は、表彰するものとする。

11 その他

技能指導官に関する庶務は、警務部教養課において行う。

別表

技能指導官の主管部門	技能指導官の専門的技能等の種別	備 考
総 務 部	1 留置管理業務 2 その他	
警 務 部	1 安全運転技能指導 2 その他	
生活安全部	1 犯罪抑止対策 2 人身安全関連事案への対処 3 子ども女性安全対策 4 風俗関係事犯の取締り 5 少年関係事犯の取締り 6 少年相談、補導及び立直り支援 7 生活経済事犯の取締り 8 環境事犯の取締り 9 サイバー犯罪の取締り 1 0 許可等事務（古物営業、質屋営業、警備業、探偵業、銃砲刀剣類、風俗営業等） 1 1 その他	
地 域 部	1 職務質問等による犯罪の取締り 2 山岳遭難救助 3 通信指令 4 その他	
刑事部（組織犯罪対策局を含む。）	1 強行犯捜査 2 特殊犯捜査 3 知能犯捜査 4 窃盗犯捜査 5 鑑識・鑑定 6 組織犯罪の取締り 7 国際的な犯罪捜査 8 暴力団対策 9 銃器に関する犯罪の取締り 1 0 薬物に関する犯罪の取締り 1 1 指名手配被疑者の追跡捜査 1 2 その他	
交 通 部	1 交通事故事件捜査 2 交通規制・管制 3 交通指導取締り 4 暴走族の取締り 5 その他	
警 備 部	1 警備情報の収集・分析 2 警備事件捜査 3 装備資機材の開発・運用 4 警衛・警護 5 警備実施 6 機能別部隊活動 7 その他	

別記様式第1号

技能指導官審査委員会委員長 殿

第 号
年 月 日
部 長

技能指導官候補者推薦書

所 属		階級等		係名	
氏 名		生年月日	年 月 日	(歳)	
専門的技能等の種別及び経験年数			(年)		
拝命年月日	年 月 日	昇任年月日	年 月 日		
専門的技能等の概要					
推薦理由					
経歴等概要					
表彰受賞状況					

【意見欄】

主管部局長等意見	
----------	--

別記様式第2号

技能指導官審査委員会委員長 殿

第 号
年 月 日
部 長

技能指導官指定・解除・再指定申請書

所 属		階級等		係名	
氏 名			生年月日	年 月 日 (歳)	
専門的 技能等の種別		指定(解除) 年月日	年 月 日		
指定・解除・再 指定の理由					
添付資料の有無					
備 考					

別記様式第3号

年 月 日

部長 殿

(所 属 長)

技 能 指 導 官 活 用 報 告 書

次のとおり技能指導官の活用結果を報告します。

活用年月日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
技能指導官名	所 属 階級等 氏 名
活 用 内 容	
備 考	

